

世田谷区告示第 6 7 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 0 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

R 8 - 2

2 認定する起終点

世田谷区桜上水二丁目 2 3 1 番 4 から 2 3 3 番 8 まで

3 道路の延長

7 9 . 1 7 メートル

4 道路の幅員

5 . 0 0 メートル

5 道路の面積

4 0 5 . 5 3 平方メートル

6 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 3 0 日

案内図

—— 新たに認定する特別区道路線 (供用開始)

街区 桜上水二丁目13番

